

20170310 関東産保第 6 号
平成 29 年 3 月 14 日

鉱業権者
各鉱山 殿
鉱業代理人

関東東北産業保安監督部長

鉱山における重篤災害の多発について【注意喚起】

日頃から鉱山保安確保に御尽力いただき、御礼申し上げます。

さて、平成 28 年を振り返ると、全国で災害により罹災者が 16 名（15 件）発生し、過去 10 年間では 2 番目に少ない結果となりましたが、死亡者数は 3 名（3 件）発生し、平成 20 年以来の多さとなりました。

さらに、直近 4 ヶ月間（平成 28 年 11 月～平成 29 年 2 月）では、毎月重篤（重傷以上）災害が発生し、累計数が 11 名（うち死亡 1 名）にも達するといった状況になっております。

特に 2 月は、5 名（5 件）の重篤災害が発生するとともに、発破作業に伴い巨大な岩盤が崩落し、その一部の岩石（直径約 4 m、厚さ約 2 m、推定重量 40 t）が斜面途中に設置していた落石防護壁等を突き破り、斜面下部の裾に立地している建屋のブロック塀の一部を突き破って止まるといった過去に例を見ない、あわや大惨事となる災害も発生しております。（別紙参照）

これらの原因の多くは、現場における不安全状態に対する認識の甘さや、不注意によるものと推察され、現場全体に災害に対する保安意識の緩みが蔓延しているのではないかと危惧しております。

つきましては、各鉱山鉱業権者又は鉱業代理人の皆様におかれましては、今一度、貴鉱山のリスクアセスメントの見直し及び鉱山労働者に対し、教育の効果をきちんと検証した上で保安教育の実施を行い、災害の未然防止に努めて頂きますよう注意喚起致します。

また、鉱山現場の幹部が請負業者の方々を含めた鉱山労働者と密にコミュニケーションを取るなどして、鉱山労働者が常に保安意識を持ち、保安第一で作業にあたり、災害撲滅を図って安定操業するようお願いいたします。

あわせて、当該注意喚起を受け取ってから災害撲滅に向けて取り組んだ内容を別添の様式に記載し、5月12日までに当部担当課までに提出するようお願いいたします。

以上

関東東北産業保安監督部

(問い合わせ先)

担当：鉱山保安課

監督係 駒木根・田中（非金属・石灰石鉱山他）

石油監督係 横田（石油・天然ガス鉱山）

住所：埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

さいたま新都心合同庁舎1号館11階

電話：048-600-0437【ダイヤルイン】

FAX：048-601-1314